

5. 喫煙

I 現状と課題

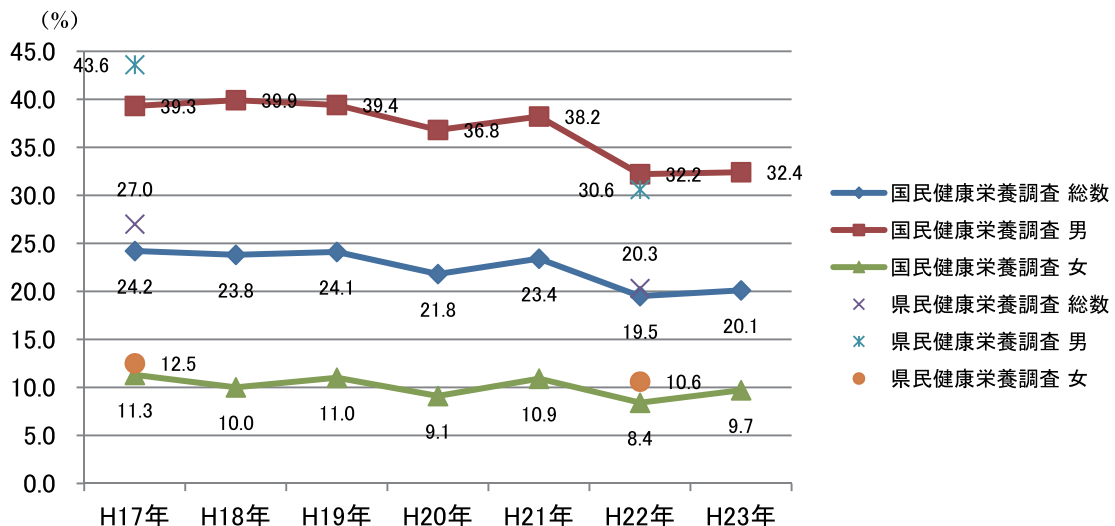
喫煙が肺がんや咽喉がんの発症と関係していることは、多くの県民が知るところですが、たばこ煙と直接触れない膀胱等の尿路系や子宮のがんや他の疾患との関係についてはあまり知られておらず、県民に周知していくことが必要です。

また、がん以外の循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常(早産、低出生体重児、死産、乳児死亡等)の原因となることと併せ、禁煙することによる健康改善効果についても明らかにされており、これらの科学的事実も周知を拡大する必要があります。

我が国におけるリスク要因別の関連死亡数-男女計（平成 19 年）

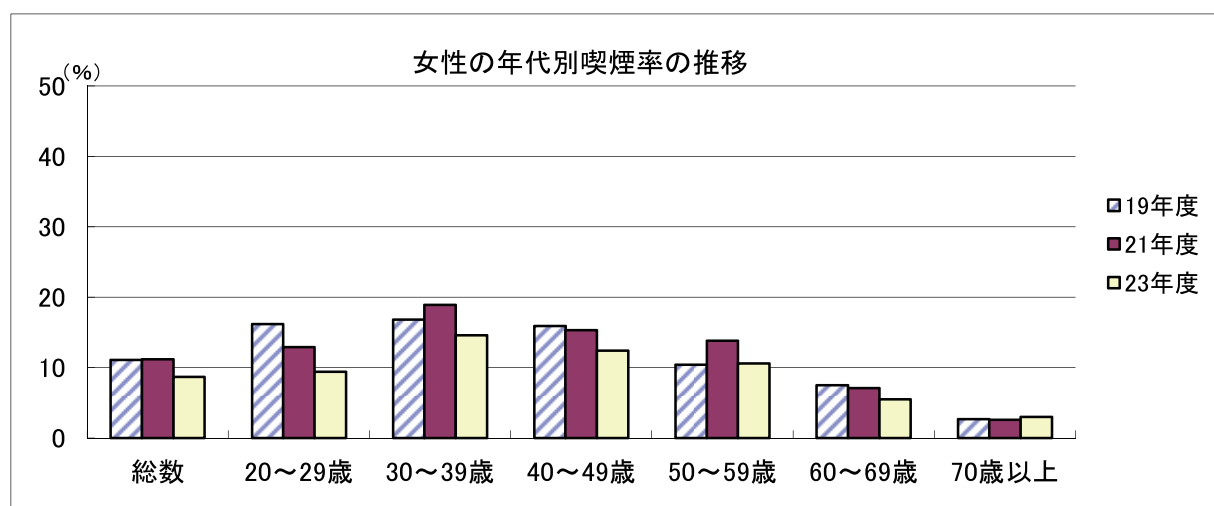
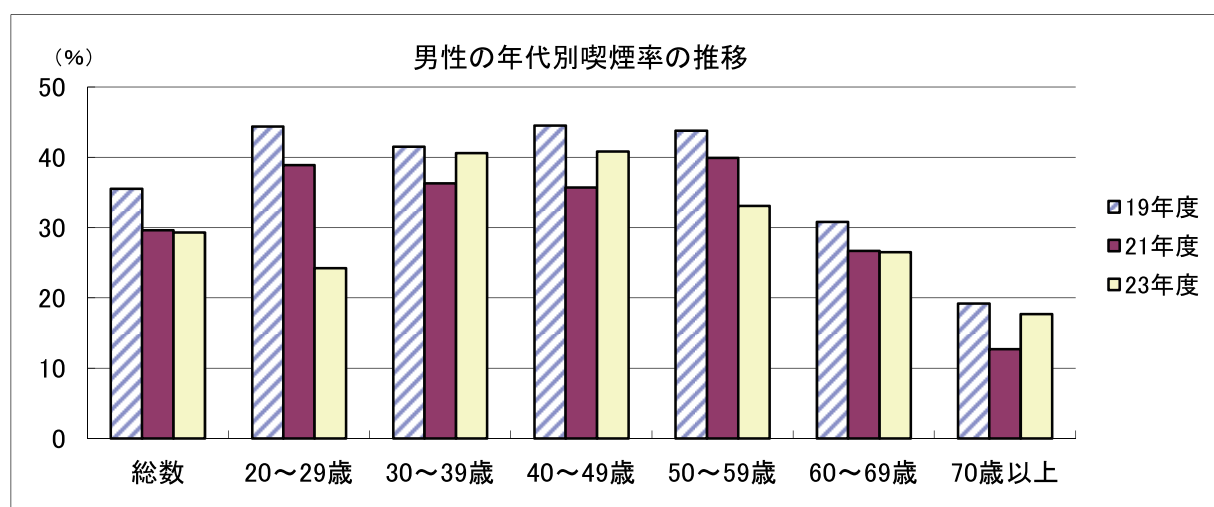


国民健康栄養調査・県民健康栄養調査による喫煙率



本県の成人喫煙率は、全国平均に比べて女性がやや高い数値となっています。国・県ともに男性の喫煙率の低下が女性の低下よりも大きく、本県では男性が平成 17～22 年で 13.0 ポイント低下しているのに比べ、女性は 1.9 ポイントの低下にとどまり、全国に比べ喫煙率が高いと言えます。

県民生活習慣アンケートから得た喫煙率を年代別に見ると、男女ともに 60 歳代以降では喫煙率が低下する傾向にあり、比較的若い年代では喫煙率は平均より高い割合であることを示しています。特に妊産婦では胎児や乳児への悪影響があることから禁煙を徹底する必要があり、若い女性に対する喫煙防止・禁煙に関する健康教育が重要です。



(千葉県「生活習慣に関するアンケート調査」結果による)

また、喫煙率は対象とする集団によって異っており、本県の平成 22 年度の特健診標準的質問項目の回答では、市町村国保では男性 24.6%、女性 6.2%であったのに比べ、協会けんぽでは男性 47.4%、女性 20.6%と、女性では 3 倍以上の割合を示しています。

さらに、未成年期からの喫煙は健康影響が大きく、成人期をととした喫煙の継続につながりやすいことからこれをなくすことが重要であり、小児期からの喫煙防止教育を引き続き実施する必要があります。

また、たばこを吸わない人でも他人のたばこの煙を吸わされること（受動喫煙）により、肺がんや循環器疾患の危険性が高まるなど、健康への悪影響を受けることが明確になっています。

さらに、受動喫煙による急性影響は、たばこ煙の粘膜への直接刺激と肺から吸収された煙によるものがあり、目の痛み、涙、くしゃみ、鼻閉、頭痛、咳などがあります。

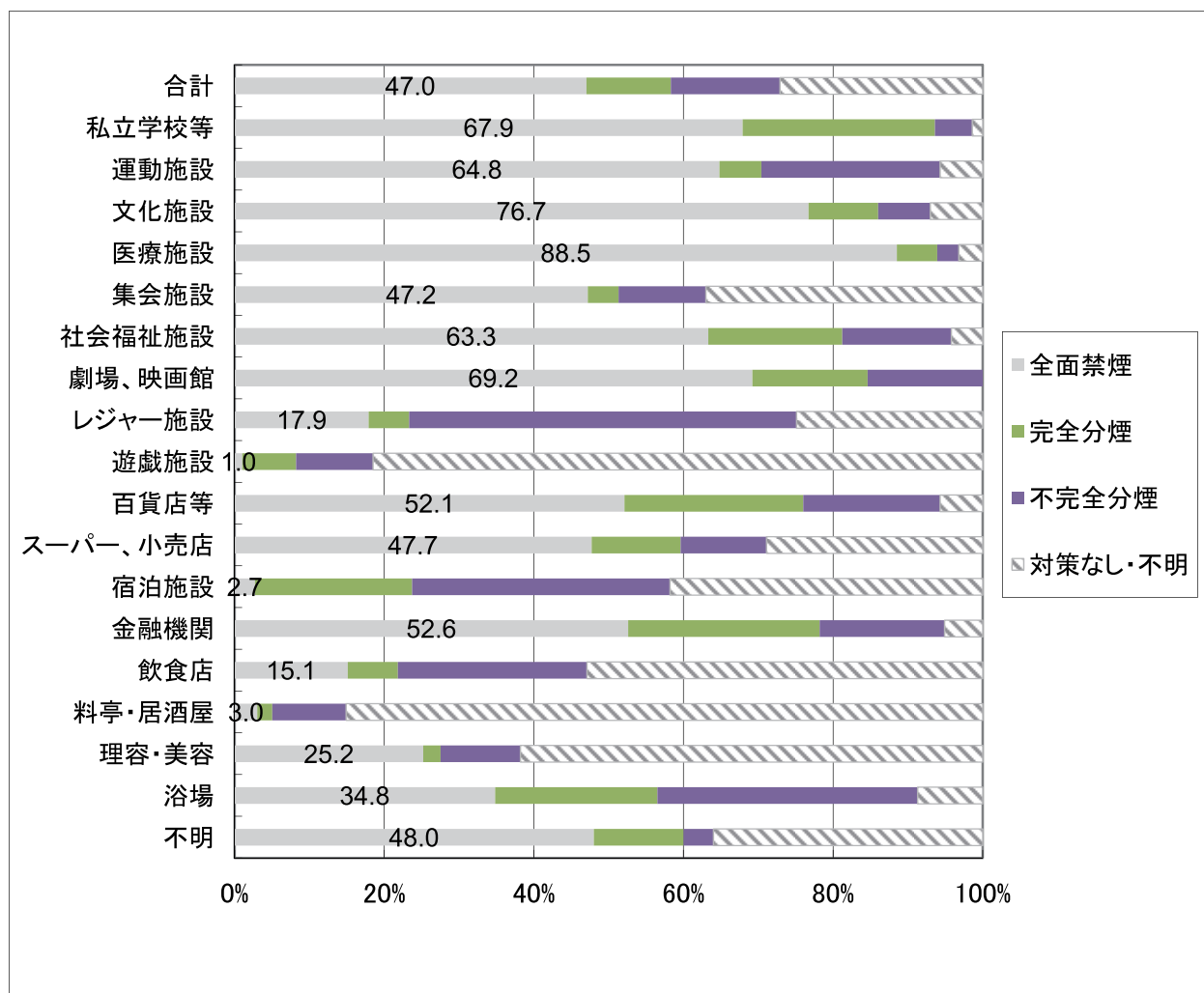
そこで、健康増進法第25条は以下のように定めています。

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

本県が平成23年1月に施設に対し実施した「受動喫煙防止対策に関するアンケート調査」結果によると、医療施設や文化施設では敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施している割合が高くなっていますが、宿泊施設、飲食店、レジャー施設では分煙の割合が高くなっていました。

また、受動喫煙防止対策を実施していない施設も多く、施設の種別などにより受動喫煙防止対策の実施状況には大きな差があり、今後これらの施設の受動喫煙防止対策を推進していくことが必要です。

千葉県受動喫煙防止対策施設アンケート



Ⅱ 目標

目標項目			現状（H22 年）	目標値（H34 年）
成人の喫煙率の減少		男性	29.3% (H23 年度)	20.0%
		女性	8.7% (H23 年度)	5.0%
未成年者の喫煙をなくす	1 5 ～ 1 9 歳	男子	5.6% (H23 年度)	0%
		女子	0% (H23 年度)	0%
妊娠中の喫煙をなくす			5.0%参考値（参考値は全国 H22 年調査）	0%
禁煙の施設	行政（県）		99.1%	100%
	行政（市町村）		92.0%	100%
	医療機関		88.5%	100%
受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	職場			H25 年アンケート調査結果により設定
	家庭			
	飲食店			
禁煙外来の増加（医療機関数）			426 (H24 年)	増加

Ⅲ 県が実施する具体的施策・取組の方向性

1 喫煙(受動喫煙を含む)に関する知識の普及啓発

- 喫煙はがんのみでなく、循環器疾患や糖尿病をはじめとする多くの疾患の原因であることは科学的に明確であることから、喫煙の健康被害について県民への啓発を継続します。
- 施設、職場、家庭における受動喫煙の健康被害について普及啓発します。
- 啓発事業は、学校、市町村、医療保険者、医療機関、民間企業・団体等の実施する様々な事業を活用し多面的に実施します。

2 喫煙者の禁煙を支援

- 禁煙支援を行う地域保健従事者の育成と資質の向上を図ります。
 - ・ 特定保健指導に従事する保健師・管理栄養士等に対し、禁煙指導をスキルアップするための研修を実施します。
 - ・ 有資格者に限らず、職場や学校等の身近な場面で喫煙者に禁煙に向けて声をかけられる支援者を増やすための講習を実施します。
- 禁煙治療に関する情報をタイムリーに得られるよう、リーフレットを作成し様々な機会でも活用できるようホームページ上に掲載します。
- 禁煙治療を行っている医療機関の情報を積極的に提供します。

3 未成年者の喫煙防止

○保育所・幼稚園・学校等と協力し、これらの機関が実施する喫煙防止教育を支援するため、教材の提供、効果的な教育内容の情報提供を行います。

○生活習慣病予防やがん予防に関する催し等、様々な機会を通じて喫煙防止の啓発を実施します。

4 妊婦の喫煙(受動喫煙を含む)防止

○市町村と協力し、妊娠届の提出、母親学級・両親学級等の機会に妊娠中の喫煙による合併症のリスクや児(胎児)への影響についてお知らせする冊子を配付します。

○冊子は喫煙する妊婦のみでなく、喫煙する家族からの受動喫煙を防止できるよう、家族全員に呼び掛ける内容とします。

5 受動喫煙防止対策の推進

○多数の人が集まる公共的な施設において受動喫煙防止の対策が推進されるよう関係機関に働きかけます。特に官公庁、医療機関については禁煙化を推進します。

○禁煙や分煙に取り組んでいる施設がその取組内容を利用者に分かりやすく伝えるため、入口等に禁煙や分煙の表示をするよう促していきます。

IV 県民・関係団体等の活動

県民	◇喫煙(受動喫煙を含む)の健康被害について理解を深めましょう。 ◇喫煙者は禁煙にチャレンジしましょう。 ◇一人ひとりの自発的な受動喫煙防止対策を実行しましょう。 ◇たばこの煙から子どもを守りましょう。
市町村	◇喫煙(受動喫煙を含む)の健康被害について普及啓発します。 ◇妊婦や乳幼児を持つ保護者へのたばこの健康被害に関する情報を提供します。 ◇禁煙したい方を支援します。
学校	◇喫煙(受動喫煙を含む)の健康被害について健康教育を実施します。
保健医療 関係団体	◇喫煙(受動喫煙を含む)の健康被害について普及啓発します。 ◇禁煙したい方を支援し、適切な治療を実施します。
医療保険者	◇被保険者の喫煙実態を把握し、禁煙を支援します。 ◇特定健診・保健指導等を活用し、たばこの健康被害に関する情報提供を推進します。
民間企業	◇従業員の健康のために施設の受動喫煙防止に取り組みましょう。 ◇特に多くの人が集う施設では、利用者の受動喫煙防止を進めましょう。